第３３回三股町ふるさとまつり

出店参加申込書（民主団体）

令和７年　　月　　日

　ふるさとまつり実行委員会会長　様

第３３回三股町ふるさとまつり出店ブースコーナーに、
下記のとおり出店を申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 企業名又は団　体　名 |  |
| □任意団体　　　□非営利法人 |
| 団体等の活動内容及び目的 |  |
| 住　　　所 |  |
| 代表者名 |  | TEL |  |
| 希望小間数 | 【　　　　】小間 （１小間は間口２.７ｍ、奥行き３.６ｍ）※最大２小間 |
| 販売品目 |  |
| 販売方法 | 　□展示のみ　　　　□展示販売　　　　□実演販売 |
| 使用する電気器具 | 器 具 名 |  |  |  |
| 電　　圧 | 　　　　　　Ⅴ | 　　　　　　Ⅴ | 　　　　　　Ⅴ |
| 消費電力 | 　　　　　　Ｗ | 　　　　　　Ｗ | 　　　　　　Ｗ |
| そ　の　他 | 机×　　台、イス×　　脚 |

■注意事項

|  |
| --- |
| ※ **申し込みの内容によっては、出店をお断りする場合があります。ご了承ください。**※ 販売される場合は、１小間（２.７ｍ×３.６ｍ）につき**５,０００円を徴収**します。※ 机、イス以外の備品は、各自で準備・設営をお願いします。※ 水道設備は設けません。※ 使用される電気器具については、消費電力の関係でご遠慮願う場合があります。**※ 火気を使用される場合は、消火器の設置が義務付けられています。**※ 販売品等の管理は出店者の責任とし、盗難・紛失及び損傷等が発生してもふるさとまつり実行委員会は責任を負いませんのでご了承ください。* **保健所等の許可が必要な場合は、各自で手続きを行ってください。**
 |

**誓　約　書**

第３３回三股町ふるさとまつりへの出店については、「三股町ふるさとまつり各種団体出店要領」を遵守するとともに、定められた場所において業務を運営し、実行委員会事務局及び三股町商工会の指示に従います。

もし、同規定に違反したことにより出店の許可を取り消された場合は、速やかに小間を明け渡すとともに、損害賠償の請求はいたしません。また、次年度以降の出店を申し込むことは一切ありません。

　三股町ふるさとまつり実行委員会

　 会長　　廣　瀨　　　弘　様

令和７年　　月　　日

住　　所

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞